

平成27年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

										都道府県等		東京都	
目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価			第三者の意見	意見への対応
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見		
I 畜産 水産物 の 安全 性 の 向 上	2 農業の適正使用等の総合的な推進	東京都	<p>1 事業の必要性</p> <p>東京都内には5,933件(平成28年2月末現在)の農業販売者による届出があり、小売、卸売を問わず、販売者が集中している。また、都の農業生産は少量多品目栽培であることや、農地や樹木は市街地にあり、住宅地と隣接した中で農業を散布しなければならないことから、農業の適正使用や飛散防止は重要な課題である。</p> <p>このような状況下で、農業の適正使用や取り扱いに対する関心も高いことから、立入検査を重点的に実施している。重ねて、リーフレットの作成や講習会の開催を推進し、農業管理指導士の認定を通して、農業の適正販売・使用を推進する。そのために、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 農業管理指導士の養成及び資質向上のための研修会の開催 (2) 農業使用者を対象とした安全・適正使用講習会の開催 (3) 農業残留確認調査</p> <p>2 目標値の考え方</p> <p>① 不適切な販売の発生割合</p> <p>過去3年間(平成24～26年度)に実施した農業販売店の立ち入り検査では、不適正な販売実績が平均で6.7%(平成26年度3月末時点)であった。平成27年度の目標値は、過去3年間の平均6.5%(平成26年度12月末時点)から0.5ポイント削減し、6.0%に設定した。</p> <p>② 都内ゴルフ場全22件について、農業の使用計画書及び使用報告書を確認し、不適切な使用の実態把握を行っております。そのうち、立入検査は年間2件を目標とし、不適切な使用の減少を図っていく。</p>	700,000	不適切な販売割合	6.0%	10%	96%	A	農業の不適切な販売割合の目標値は6.0%に対し、実績は10%であったため、目標値を達成できなかったが、その内容は農業販売店の変更届の未提出、不適正表示、帳簿未記載などで、保管管理は適切にされていた。農業の不適切な使用割合の目標値は、0%に対し、実績は0%で目標を達成できた。本年度より都内ゴルフ場22件のうち2件の立入をおこなったが、どちらも適切に使用されていた。	第三者の意見	事業は適正に行われており、特段の対応はなし	
	3 畜産物の安全性の確保	東京都	<p>1 事業の必要性</p> <p>平成13年9月に国内で発生した牛海綿状脳症(BSE)を契機に、その発生を防止するため、牛や豚などの反芻動物に肉骨粉等の動物由来タンパク質を給与することが禁止されている。生産段階における畜産物の安全性を確保するため、都内の牛飼養農家に対する巡回指導を実施するとともに、牛用飼料中の肉骨粉抽出検査を行い、給与飼料の管理の適正化を図る。</p> <p>2 目標値の考え方</p> <p>目標値の設定については、前年、不適正な事例の発生が無かったことから、立入検査等の実施率とした。</p> <p>(1) 現状(平成26年度)</p> <p>① 検査対象施設数: 59件 ② 立ち入り検査対象事業場数: (平成23年の畜産農家及び飼料販売業者等の施設数) 現状(%) = (①/②) × 100 = (59/1,884) × 100 = 3.1</p> <p>(2) 事業実施後(平成27年度)</p> <p>① 検査対象施設数: 60件 ② 立ち入り検査対象事業場数: (平成26年の畜産農家及び飼料販売業者等の施設数) 現状(%) = (①/②) × 100 = (60/1,889) × 100 = 3.2</p>	61,663	立入検査の実施率	3.2%	2.5%	78.1%	B	東京都において違反事例は見られず、本年度も巡回点検による農家指導と飼料抽出検査を計画的に行い、全ての検体に肉骨粉の混入は無いことが確認された。OIEにより、我が国が「無視できるBSEリスクの国」に認定されて以来、本事業は縮小方向であり、牛飼養農家への立入件数が減少し目標値は達成できなかったものの検体検査件数の規模は昨年度と変わらず、一定の効果があったと評価する。	第三者の意見の通り立入検査実施率低下に基づく評価の低下がみられたが、事業は適正に行われており、特段の対応はなし。		
	1 家畜衛生の推進	東京都	<p>事業の必要性及び目標値の考え方</p> <p>1 事業の必要性</p> <p>近年、口蹄疫、牛海綿状脳症及び高病原性鳥インフルエンザ等重要な伝染性疾患が、継続的に発生し、畜産経営だけでなく、都民の生活にも大きな影響を与えている。家畜の生産性及び衛生管理の向上並びに生産段階における畜産物の安全性を確保するため、家畜衛生に関する各種調査、検査並びに情報収集等を行い、畜産農家に対する衛生管理技術の普及・啓蒙及び指導を実施し、伝染性疾患の発生割合の低減を図る。</p> <p>2 目標値の考え方</p> <p>家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第4条第4項及び第13条第4項の規定に基づき都道府県が国に報告する監視伝染病の発生件数及び都道府県等が病性鑑定等で把握する監視伝染病以外の伝染性疾患の発生件数の和の減少率及び検査件数の増加率により家畜衛生に係る取組の充実度を次式にて算出する。</p> <p>家畜衛生に係る取組の充実度の算定式 = 100 × (1+A) × (1+B)</p> <p>算定式 = 100 × (1+A) × (1+B)</p> <p>A = 家畜の伝染性疾患の検出率注)の減少率 注) 検出率 = (家畜の伝染性疾患の発生件数) / (対象疾患の検査件数)</p> <p>B = Aにおける対象疾患の検査件数の増加率 ※Aの下限を-0.99とする。</p> <p>(1) 現状(平成24～26年度の平均値)</p> <p>伝染性疾患の発生件数=4、対象疾患の検査件数=11,452、検出率=0.00035</p> <p>(2) 事業実施後(平成27年度)</p> <p>伝染性疾患の発生件数=3、対象疾患の検査件数=11,000、検出率=0.00027</p> <p>A=家畜の伝染性疾患の検出率の減少率 = (([現状]-[事業実施後]) / [現状]) = ((0.00035 - 0.00027) / 0.00035) = 0.21918</p> <p>B=Aにおける対象疾患の検査件数の増加率 = ([事業実施後]-[現状]) / [現状] = (11,000 - 11,452) / 11,452 = -0.03946</p> <p>家畜衛生に係る取組の充実度 = 100 × (1+A) × (1+B) = 100 × (1+0.21918) × (1-0.03946) = 117</p>	1,266,818	家畜衛生に係る取組の充実度	117.0%	0.9%	0.77%	C	伝染性疾患の発生は例年よりも数多く低評価となったが、伝染病のまん延といった状況はなく、その都度適切な対応・指導を実施した。各種事業の実施により都内畜産農家の衛生対策の向上が図られていると考えられ、飼養管理が良好に維持されていることが確認された。	第三者の評価の通り、例年より伝染性疾患発生数が多かったため、低評価となったが、事業は適正に行われており、特段の対応はなし。		
III 伝染性 疾病・ 病害虫 の 発生 予 防・ まん 延 防 止	2 養殖衛生管理体制の整備	東京都	<p>1 事業の必要性</p> <p>近年、水産養殖業に魚病が多発しており、この対策に使用される水産用医薬品に関して残留性の観点から適正な使用が必要になっている。また、食品の安全性に対する消費者の関心の高まりもあり、医薬品だけでなく、養殖現場で使用される養殖用飼料や衛生管理にも適正な指導と監視体制の整備が不可欠である。そこで、魚病発生防止に努め、魚病に対する防疫および医薬品の適正使用を行うとともに、都内における魚病の発生・蔓延を防止し、より安全で安定した養殖魚生産の推進を図るため、交付要綱別表1の事業メニューのうち、(1) 総合推進会議の開催等、(2) 養殖衛生管理指導、(3) 養殖場の調査・監視、(5) 疾病の発生予防・まん延防止に切り組むこととした。</p> <p>2 目標値の考え方</p> <p>給餌養殖経営体数</p> <p>・都内の養殖組合等に加盟し、都内に養殖池をもっている養殖業者(29軒) ・水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数 2回(海面1回・内水面1回) ・養殖衛生指導(巡回指導等)によるもの(29軒) 養殖衛生管理指導を実施した経営体数の養殖等経営体総数に占める割合 29/29 = 100%</p>	717,000	養殖衛生管理を行った養殖経営体数の割合	100% (29/29)	100% (29/29)	100%	A	指導会議、巡回指導を計画的に進め、目標を達成した。	養殖場での巡回指導や調査、関連する会議の開催・出席等、不備なく進められ、当初計画通りに進捗しており、事業目的を達成していると判断できる。	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。	
	4 重要病害虫の特別防除等	東京都	<p>1 目的</p> <p>果樹や果菜類の重要害虫であるミバエ類等が侵入した場合、早期に発見するため、輸入農産物が集積する青果市場において侵入警戒調査を実施した。調査は、都内の青果市場に誘殺トラップを設置し、月1回誘殺剤の交換を兼ねて行った。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 調査地点 10市場(区部5市場、多摩地域5市場)</p> <p>(2) 調査対象害虫 ウリミバエ及びミカンコミバエ類、チチュウカイミバエ</p> <p>(3) 調査期間 4月から11月(8ヶ月間)</p> <p>なお、これらについては、都と農林水産省植物防疫所との間で取り決めてきている。このため、例年同様の調査を実施した。</p> <p>3 侵入警戒調査総回数</p> <p>(1) ウリミバエ及びミカンコミバエ類 10地点 × 8ヶ月 = 80回・a</p> <p>(2) チチュウカイミバエ 10地点 × 8ヶ月 = 80回・b</p>	124,000	重要病害虫侵入警戒調査等の実施	160回	160回	100%	A	事業計画に基づき、着実に目標値を達成した。	警戒する病害虫がわが国に侵入した場合に要する農業被害は甚大であり、本事業は継続して実施すべきものである。当年度の調査は計画的に実施されており、該当の害虫の捕獲は認められないとの結果が得られたことは、当初の目標に達している。また、東京市場は全国・海外から集積し、かつ全国に出荷されることから、重要な調査地点といえる。関係機関との連携もできており、今後とも継続して実施すべき事業である。	事業は適正に行われており、特段の対応はなし	

平成27年度消費・安全対策交付金(ソフト事業)都県等事後評価概要一覧表

								都道府県等の事後評価		東京都			
目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	交付金相当額	目標値及び実績			都道府県等の事後評価		意見への対応		
						目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び対応方針等	第三者の意見		
	4 重要病害虫の特別防除等(PPV)	東京都	平成21年4月、東京都青梅市で栽培されているウメにウメ輪紋ウイルス(プラムボックスウイルス、以下「PPV」)が感染していることが確認された。そこで、PPVのまん延を防止するため、周辺地域における発生調査、及びこれを媒介するアブラムシの防除、感染樹等の買上げ、伐採・焼却等を実施する。	事業の成果 (1)プラムボックスウイルスの発生調査 ・調査地域：東京都内33区市町村 ・調査時期：5月中旬～9月下旬 ・調査対象植物：ウメ、モモ、スモモ、アンズなど省令による移動制限植物 (2)アブラムシの防除 ・防除地域：青梅市(不明・ウメ608本)、東久留米市(15,173㎡・ウメ611本) ・対象植物：ウメ ・防除概要：薬剤散布(ハリアード顆粒水和剤を4月、モスピラン顆粒水溶剤を11月、ウララDFを3月に使用) (3)植物の買上げ ・実施地域：青梅市、八王子市、あきる野市、福生市、羽村市、昭島市、日の出町、奥多摩町、東久留米市 ・本数：計2,447本 経済樹 1,046本、庭木等 1,399本、苗木・植木類 2本 (4)植物の伐採及び焼却 ・実施地域：青梅市、八王子市、あきる野市、福生市、羽村市、昭島市、日の出町、奥多摩町、東久留米市 ・本数：計 2,217本 経済樹 849本、庭木等 1,366本、苗木・植木類 2本 (5)その他の防除対策推進に必要な経費 ・緊急防除の実施に関するリーフレットの印刷、配布 ・パンフレット5,000部、調査チラシ 5,800部	173,484,746	プラムボックスウイルスのまん延防止	プラムボックスウイルスのまん延防止	100%	A	目標を達成しており良好である。	PPV感染が確認されて以来、都は国と密接に連携し、PPVのまん延を防止するため、周辺地域における発生調査、及びこれを媒介するアブラムシの防除、感染樹等の買上げ、伐採・焼却等、防除対策が適切に推進されていると評価できる。	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。	
	4 重要病害虫の特別防除等(PPV)	青梅市	平成21年4月、東京都青梅市で栽培されているウメにウメ輪紋ウイルス(プラムボックスウイルス、以下「PPV」)が感染していることが確認された。平成27年度より早期再植を望む青梅市に対して植物防疫法第19条第1項の規定に基づく協力指示書が交付された。このため、ウメ輪紋ウイルス緊急防除の強化対策を推進し、早期根絶、防除区域解除に向けて取り組む。	事業の成果 (1)市町村による発生調査 ・調査地域：梅郷1丁目～6丁目、和田町1・2丁目、畑中3丁目、柚木町1丁目、二俣尾1・2丁目、日向和田2・3丁目 ・調査時期：4月・6月・8月 ・調査対象植物：ウメ、モモ、スモモ、アンズなど省令による移動制限植物 (2)アブラムシの防除 ・防除地域：梅郷1丁目～6丁目、和田町1・2丁目、畑中3丁目、柚木町1丁目、二俣尾1・2丁目、日向和田2・3丁目 ・防除時期：4月(782園地・2,351本)、11月(682園地・2,159本)2月(732園地・2,377本) ・対象植物：ウメ、モモ、スモモ、アンズなど省令による移動制限植物 ・防除概要：薬剤散布(ハリアード顆粒水和剤を4月、ウララDFを11月、2月に使用) (3)その他の防除対策推進 ・調査と並行し、感染が確認された植物の枝打ち 4月(102園地・146本)、6月(69園地・86本)、8月(19園地・21本)	24,474,045	プラムボックスウイルスのまん延防止	プラムボックスウイルスのまん延防止	100%	A	目標を達成しており良好である。	PPV感染が確認されて以来、都は国と密接に連携し、PPVのまん延を防止するため、周辺地域における発生調査、及びこれを媒介するアブラムシの防除、感染樹等の買上げ、伐採・焼却等、防除対策が適切に推進されていると評価できる。	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。	
IV 地域における 促進型食生活等の普及	地域における日本型食生活等の普及促進	東京都	事業の実施方法 1 事業の必要性 東京は、食に関するさまざまな情報が集積している都市である。その集積を最大限に活用し、都民一人ひとりが食を大切にすることを、健全な食生活の実践や食を通じたコミュニケーションづくりなどを推進するため、食のバランスガイドを中心に食に対する関心を高めていくことが大切である。そのためには、区市町村をはじめ、事業者や地域社会などがそれぞれの役割を果たし、都民の健全な食生活を支える食の環境づくりを進めることが重要となる。こうした視点から、平成27年度は、さまざまな団体と連携を図りながら、6月には墨田区主催の第10回食育推進全国大会を、また11月には、東京都主催の東京都食育フェアを開催した。第10回食育推進全国大会では、区民をはじめ多くの方々に食育をより実践してもらう契機となるよう、また、東京都食育フェアは、食育への関心が高い都民のみならず、関心が低い都民に対しても、食に関する意識の向上が図れるような内容でそれぞれ展開した。	事業の成果 1 事業実施内容 都民の健全な食生活を支える食の環境づくりを進め、食育活動団体との交流や連携を促進し、東京における食育を推進するため、墨田区主催で「第10回食育推進全国大会」を、また東京都主催で「第8回東京都食育フェア」を開催した。 2 成果 「食生活指針」のうち日本型食生活に係る項目における実践度調査の実績 (1)調査時期 平成27年6月10日～11日、11月14日～15日 (2)調査方法 アンケート調査 (3)調査対象人数 有効回答2,677名 (4)調査項目 「脂肪の取りすぎをやめ動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとる」の実践状況 (5)調査結果 「脂肪の取りすぎをやめ動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとる」を実践していると回答した者の割合 1,259/2,677×100=47.0%	3,832,296	「脂肪の取りすぎをやめ動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとる」(平成25年度東京都食育フェアアンケートによる)	65%	47.0%	72.3%	B	目標値に達することはできなかったが、「今後脂肪の取りすぎをやめ、バランスの良い食生活を目指そうと思ったか」の問いに対しほとんどの人が「全国大会、食育フェアに参加したことで、自分の食生活を見直す契機としてもらったことが分かった。このことから、全国大会及び食育フェアで「食育をより実践してもらえる契機となるよう」、「関心が低い都民にも食育の意欲向上が図れるよう」と展開した内容が効果的に推進できた結果と見ている。今後とも区民及び都民の意識を向上させ、実践している人の割合をさらに増やすことを目標として、引き続き食育の普及・啓発に一層力を入れていく。	今回の目標値を下回ったものの、アンケートでバランスの良い食生活を実践できていないと回答したほとんどの人が、全国大会、食育フェアに参加したことで、「バランスの良い食生活を目指そうと思った」と回答している。出席団体の様々な食育活動等が効果的に発揮され、多くの都民に食育の意義について理解してもらえた現れであると思う。今後とも、関係団体等と協力して食育を推進し、区民及び都民の健全な食生活の普及啓発をさらに進めていきたい。	事業は適正に行われており、特段の対応はなし。
	地域における日本型食生活等の普及促進	墨田区	2 目標値の考え方 食育推進基本計画では、23年度から27年度までの新たな計画で、「生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進」を重点課題としている。都としてはこれを踏まえ、「脂肪の取りすぎをやめ動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとる」ことを実践している人の割合を65%にすることを目標とした。	15,732,000									
総計・総合評価					220,392,568			97.0%	A				